

# 平成 30 年度 国立大学法人群馬大学 年度計画

(注) □内は中期計画「・」は平成 30 年度計画を示す。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

##### (i) 学士課程

**【1】①** 教養教育においては、幅広く深い教養を涵養し、自然との共生を基盤にした豊かな人間性と総合的判断力を育むために、アクティブラーニング（能動的学習）を取り入れた少人数ゼミ、反転授業の実施、分野をまたいだ総合的学習、情報処理教育を行い、専門教育に円滑に移行できる、学士力の基盤となる能力を身に付けさせる教育を行う。

・【1-1】 現行の教養教育の構成と専門教育の関係について見直し、全学のディプロマ・ポリシー 1  
に沿った教養教育科目の再構築を進める。

・【1-2】 全学必修の「学びのリテラシー」及び「情報」教育において、授業アンケートにより学 2  
士力の基盤となる能力の育成について効果検証を行う。

・【1-3】 数理データ科学教育研究センターが中心となり、文理を越えて数理的思考力を修得させ 3  
るための科目及びデータの利活用に関する基礎的な知識を修得させるための科目を試行する。

**【2】②** 学生の国際性を涵養するとともに、国際的なコミュニケーションツールとしての英語  
運用能力、英語 4 スキル（読む、書く、聞く、話す）の向上のために、高度教養教育の  
一つとして英語授業を高年次にまで拡大する。また、TOEIC などの外部試験を活用し英  
語運用能力の達成度の把握を行い、英文多読などを通した学生の自己学習の動機付けを行  
う。

・【2-1】 英語 4 スキル（読む、書く、聞く、話す）の向上のための高年次英語教育プログラムの 4  
実施体制の整備を進める。また、TOEIC 試験など外部試験により英語運用能力の達成度を把  
握し、多読や e ラーニングを取り入れた学習を行うことにより、英語運用能力の向上のため  
の学生の自己学習の動機付けを行う。

**【3】③** 専門教育においては、専門職業人として社会で活躍できるように、専門分野の知識と  
技能の修得に並行して、卒業研究などにより実践的能力・問題解決能力を向上させる。  
また、学会発表を行わせるなどにより、学士力を高める教育を行う。

・【3-1】 教育学部では、教員としての実践的教育力を養成するため、教育現場との往還型カリキ 5  
ュラムによる教育を開催する。また、教育実習協力校の意見を積極的に聴取し、教育実習を  
充実させる。

・【3-2】 社会情報学部では、ゼミナール活動・卒業研究の指導を通して、実践的能力・問題解決 6  
能力を養成するとともに、教育方法の検証を行う。

・【3-3】 医学部では、医学部 IR（\*1）室において、教育等に関する学内外の情報を収集・分析 7  
し、学部の教育改善の計画策定及び意志決定等に活用する。

医学科では、医療の質・安全学講座を中心として、低学年で医療施設でのチーム医療実習

を実施し、情報処理能力、分野をまたぐ総合的学習の評価を行う。また、附属病院や地域医療研究・教育センター等と連携し、医療の質・医療安全教育を推進する。

保健学科では、レポート提出や学習成果報告会を積極的に行う取り組みを継続し、学生アンケートなどを利用して効果を継続的に点検・評価する。また、卒業研究に関連させて学会発表や学会参加の啓発を継続し、学士力の育成を図る。

- ・【3-4】理工学部では、現行の卒業研究の成果が学会発表レベルに到達しているのか検証し、実践的能力・問題解決能力及び研究発表能力を身につけさせるための卒業研究のあり方を検討する。

(\*)1 IR : Institutional Research の略。大学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析すること。

**【4】④** 教養教育、専門教育を通して、グループ間での相互討論などを授業に取り入れ、教育の質的転換を進める。特に、問題解決のための調査、分析、結果の集約、報告書の作成、プレゼンテーションなどの技能を、教員と学生の対話を重視した授業を通して修得させる。

- ・【4-1】教養教育では、アクティブラーニング形式の授業方法を取り入れた「ぐんま未来学」等の授業を行い、教育の質的転換を進める。また、事前に予習を促すための事前配付資料について、ICT (\*)2 を利用し配信することを推進する。

- ・【4-2】専門教育においては、少人数でのゼミ形式授業、PBL (\*)3 型授業、学生間の相互討論や教員と学生の対話を重視した授業を多用することにより、学生の主体的な学修への意識の向上に努め、取組を拡大する。

(\*)2 ICT : Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

(\*)3 PBL : Problem Based Learning 又は Project Based Learning の略。問題発見解決型学習。

**【5】⑤** 教育のグローバル化に向けて、外国語による授業、外国語のみで卒業できるコースを増設し、国際通用性のあるカリキュラムを整備する。国際社会で活躍できるトップリーダーの育成に向けて設けてきたグローバルフロンティアリーダー (GFL) 育成コースを全学に広げ、留学生派遣・受入れの拡大とともに、国際交流の機会を充実させる。

- ・【5-1】学生の英語運用能力の向上のため、専門教育科目において英語による授業を開設する。これを充実したものとするために、教員を対象に英語授業に必要なトレーニングを実施する。

**【6】⑥** 教育学部では、地域の教育委員会との連携の下、附属学校や特別協力校、公立の一般校等を活用して初年次の教育現場体験から始まる 4 年間の体系的な教育実習を実施する。また、教科及び教職に関する科目の学習と教育現場での実習を往還する教育課程の編成、グループでの指導案作成や模擬授業の実施など教育成果を高めるアクティブラーニングを推進し、義務教育諸学校で活躍できる力量ある教員を養成し、群馬県義務教育諸学校全体における教員養成の占有率 40%を確保する。

- ・【6-1】地域の教育委員会との連携を通して、附属学校、特別協力校、公立一般校等を活用しての初年次から 4 年次までの体系的な教育実習を実施する。また、実習の事前・事後指導では、指導案作成や模擬授業等のアクティブラーニングを広く取り入れる。さらに、教員就職ガイ

ダンス、採用試験対策講座等を年間通して体系的に行うとともに、就職相談の体制を充実させて、群馬県義務教育諸学校における教員占有率40%を確保する。

**【7】⑦** 職業観、社会で必要とされる人材像の構想を促し、自らが目指す将来像を明確するために、産業界や自治体等との連携授業及びインターンシップ等を活用して、キャリア教育を行う。

- ・**【7-1】** 教養教育では、卒業後の進路や職業に関する科目によりキャリア教育を展開する。さらに、専門教育でも系統性を持ったキャリア教育科目を開講する。 13
- ・**【7-2】** 教育学部では、教職への動機づけを高めるために、初年次から教育現場体験学習を実施する。また、教員就職ガイダンス及びキャリア教育に関する授業を開講する。 14
- ・**【7-3】** 医学部医学科では、地域医療施設での臨床実習を義務づけ、地域医療の実際を体験することで、自治体・地域のニーズとチーム医療の現状を認識させるキャリア教育を実施する。 15
- ・**【7-4】** 医学部保健学科では、チームワーク実習、臨地実習など、インターンシップ型教育の内容の充実の取り組みを継続する。活動の単位化への取り組みを継続し、ボランティア活動や地域貢献事業活動へ参加を促し、社会で必要とされる保健学領域専門職について自らの将来像を形成させる。 16
- ・**【7-5】** 社会情報学部及び理工学部では、産業界や自治体等と連携して卒業後の進路や職業に関するキャリア教育科目を提供し学修意欲を高め、インターンシップへの参加を促すことにより、職業観・勤労観を身に付けさせる。 17

**【8】⑧** シラバスの成績評価の基準を明示すると同時に、GPA（※1）を活用した修学指導を行う。成績不振の学生には個別指導を行う。ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に基づく卒業認定の基準を明示し、学士としての質保証を徹底する。成績優秀な学生には、早期卒業や大学院への飛び入学（進学）の道を設けて、学修意欲を向上させる。

（※1） GPA : Grade Point Average の略。授業科目ごとの成績評価を5段階で評価するとともに、それぞれの段階に数値を付与し、この数値の平均を算出するもの。

- ・**【8-1】** 適切な成績評価及び修学指導のため、シラバスへの成績評価基準の明示を徹底し、GPAを基にした修学指導を行うとともに、ポートフォリオを活用して、学生自らの目標の設定及びその達成度の自覚化を基に学修意欲を向上させる。 18

## (ii) 大学院課程

**【9】①** 大学院課程で共通に必要とされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるための共通カリキュラムを系統的に整備・展開する。また、学部教育と連続性・整合性を持つ体系的な大学院カリキュラムを展開する。

- ・**【9-1】** 大学院課程で共通に必要とされる知識・技能について学修する科目を大学院共通科目として開設し、それを効率よく修得させるための共通カリキュラムを系統的に整備・展開する。 19
- ・**【9-2】** 各研究科等において、学修満足度調査を基に、学部教育と連続性・整合性を持つ体系的な大学院カリキュラムを点検する。 20

**【10】②** 教育学研究科では、専門職学位課程（教職大学院）と修士課程において高度専門職業人としての教員の養成・研修を行う。

-1) 専門職学位課程（教職大学院）では、より実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員、地域や学校における指導的役割を果たし得る「スクールリーダー」を養成する。このため、実務家教員と研究者教員のチーム・ティーチングによる授業をさらに充実させ、フィールドワークの活用など理論と実践を架橋する学修を強化し、第3期中期目標期間中の修了者の教員就職率100%を確保する。

- ・**【10-1】** 研究者教員と実務家教員とのチーム・ティーチングについて、担当教員による日々のリフレクションのほか、各年度の授業評価や授業研究会などの成果検証に基づく質的向上を図る。また、フィールドワーク、実践検討会への参加等実践的な学修の機会を拡大し、第3期中期目標期間中の修了者の教員就職率100%を確保する。さらに、教職大学院の拡充（修士課程との統合）に向けた検討を進める。 21

**【11】-2)** 修士課程では、各教科等の実践的な指導力に優れ、学校現場で実践的な授業研究をリードできる「教科のエキスパート」「特別支援教育のエキスパート」を養成する。このため、コース制（教科の大括り化）の下で、教職に関わる共通科目及び教職実践インターンシップなど教育現場をフィールドとする実践的科目の充実を図り、第3期中期目標期間中の修了者の教員就職率90%を確保する。

- ・**【11-1】** 「教職実践インターンシップ」及び「教職実践研究」について実施状況を分析し、一層充実させることにより、修了者の教員就職率90%を確保する。 22

**【12】③** 効果的な大学院教育を実施していくために、セミナー、研究会、学会等に積極的に学生を参加させ、国内外の研究者との交流を通して、自己の到達度を自覚させる。課題レポート作成・発表などを通じて教育成果を検証する。

- ・**【12-1】** 参加費や旅費などに対する経済的支援を充実させ、国内外で開催されるセミナー、研究会、学会等への参加を促し、研究者と院生との交流の機会を拡大する。 23

- ・**【12-2】** 博士（後期）課程の学生による専門学術誌や国内外の専門学会での発表等を、経済的な支援を充実させて積極的に促す。 24

**【13】④** 夜間の開講や特定の時期での集中講義などの措置により受講を容易にすることで、社会人等の学び直しニーズに応える。履修証明などの措置により、社会人の学修意欲を高める。

- ・**【13-1】** 夜間開講や土日の開講を積極的に促し、社会人入学者に配慮した授業プログラムを策定する。 25

また、社会人の学修意欲を高めるために、社会情報学部・社会情報学研究科の「社会人のためのデータ解析」や保健学研究科の「地域完結型看護実践指導者養成プログラム」、理工学府の「グリーン・ヘルスケアエレクトロニクスを支えるエグゼクティブエンジニア養成プログラム」などの履修証明プログラムを実施する。

**【14】⑤** シラバスに成績評価の基準を明示して、修学指導を行う。論文投稿や学会発表の成果も成績評価に反映させる。成績優秀な学生の顕彰を行うとともに、修業年限の短縮を可能とする制度を積極的に活用する。

- ・**【14-1】** ディプロマ・ポリシーに基づいた評価基準をシラバスに明示し、その評価基準により、26  
適切な評価と学生個別の修学指導を行う。
- ・**【14-2】** 成績優秀な学生には顕彰を行い、学修意欲を高める。27

**【15】⑥** 自己表現スキル講座や積極的なインターンシップなどの実践活動を通じ、学部からボストドクターまでの一貫したキャリア教育を行う。

- ・**【15-1】** 各研究科等で、キャリア教育を見直し、体系的なカリキュラムとして再構築する。28

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

**【16】①** 教員組織を一元化した学術研究院を基に学部間での流動的な教員配置を進め、人事を学部・学科単位で行うのではなく、全学的視野・大学の将来計画に基づいて学長・役員会が措置する。再定義されたミッションを確実に実行するために、学部・大学院の組織的枠組みの見直しを行う。

- ・**【16-1】** 全学的視野に立ち、将来的な学部入学定員の見直しや社会の変化に対応できる教育研究組織の見直しの必要性等を踏まえ、新構想枠を活用し大学教員の定数配分を行う。

また、平成23年度に採択された博士課程教育リーディングプログラム「重粒子線医工学グローバルリーダー育成プログラム」の成果を活用して、医学系研究科と理工学府との連携を深めた大学院教育を推進する。

**【17】②** 教務システムをさらに拡充し、学生の各科目での成績、GPA、授業出席状況などの修学状況についての情報を統合化し、教員が共有して学生指導に活用できる体制を整備する。

- ・**【17-1】** 教務システム等を活用した教学 IR の運用体制の構築を進め、学生の修学状況等の情報の統合化を行うことにより、積極的な学生指導を行う。

- ・**【17-2】** 自学自習の促進及び適切な学生指導につなげるため導入・実施しているポートフォリオシステムの運用方法等を継続的に見直す。

**【18】③** 教員評価、FD活動、学生による授業評価及び在学生・卒業生の意見調査、学生との懇談会を定期的に実施し、教育方法の改善、教育環境の整備に反映させる。なお、教員の学生指導や教員と学生の意見交換にICT(※3)を積極的に活用する。また、教育内容・方法を改善するための学外者の意見を聴取する体制を導入する。

(※3) ICT : Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

- ・**【18-1】** 大学教育・学生支援機構が中心となり、FD(\*4)活動、学生による授業評価、学生からの意見調査、学生との懇談会及び学外者の意見を聴取する機会などを通じて教育方法の改善を行う。

オンライン学習管理システム等 ICT を積極的に活用し、教員と学生との意見交換等の充実

化を図る。

- ・【18-2】大学教育・学生支援機構の教育改革推進室を中心に、大学運営の基礎となる、特に教育に関するデータの収集、分析及び公開に関して取り組み、分析結果を教育内容・方法の改善に反映させる。
- (＊4) FD : Faculty Development の略。大学の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修等。

33

【19】④ 教育学部及び教育学研究科では、実践的指導・育成力の強化を図るため、群馬県教育委員会との連携又は人事交流によって実務家教員を採用するほか、研究者教員の公募・採用にあたっても学校現場での指導経験を重視し、第3期中期目標期間末には学校現場での指導経験のある大学教員比率を30%に引き上げる。

- ・【19-1】群馬県教育委員会との連携によって実務家教員を採用するとともに、研究者教員の公募・採用にあたっても学校現場での指導経験を重視し、学校現場での指導経験のある大学教員比率25%以上を確保する。また、教員養成FDセンターを活用して、研究者教員が学校現場での指導を経験するためのFDを実施する。

34

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【20】① 種々の奨学金・育英資金の情報提供、授業料の減免に関する相談、学生寮の紹介、健康面での問題などの学修上、生活上の全般的な事項について、学生の意識・希望調査を行うなど相談体制の充実を図る。

- ・【20-1】学生相談アンケート及び学生生活実態調査を行い、相談事例や学生生活の実態・要望等を収集・検証し、その結果を学部等にフィードバックする。また、メンタルヘルス研究会を開催し、学生の精神的な悩み相談に関する参加機関の連携・協力体制の構築について提案する。

35

【21】② 大学教育・学生支援機構の学生支援センターに設置している「キャリアサポート室」によるインターンシップ受入れ先企業の開拓を県外企業に拡大するなどさらに広範囲に行い、インターンシップ先の紹介・マッチング等の支援活動を充実させる。また、就活ガイダンス、カウンセリング等を強化し、学生の就職を支援する。

- ・【21-1】企業との連携によるインターンシップ受入れ先企業の継続的な確保と学生への情報提供を行うとともに、就職情報サイト運営会社と協同して当該年度の就職スケジュールに合致したガイダンスを開催する。インターンシップ先の新規開拓に向けて、合同企業説明会への参加企業に本学学生の受入れとインターンシップ先の選択の際に学生が活用している就職支援サイトへの登録を依頼する。

36

- ・【21-2】荒牧・桐生の2キャンパスに配置したキャリアカウンセラーにより、学生の就職を支援する。

37

【22】③ 平成28年4月施行の障害者差別解消法に則り、障害学生支援室、健康支援総合センターが中心となって、障害学生の学修上の相談・要請を踏まえ必要に応じた支援を行う。

- ・【22-1】障害学生支援室の組織の見直しを行い、修学上の合理的配慮の提供プロセスを再構築す

38

るとともに、障害種別に重点的に取り組む支援課題を抽出し、問題を解決する。加えて、障害者差別禁止や障害学生への授業内等での対応に関する教職員研修を企画し、全学的な啓発を進める。

また、本学に在籍する障害学生と海外の障害学生の交流を促進する。

#### (4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

##### (i) 学士課程

**【23】①** 本学の教育改革、国の施策、社会からの要望、並びに18歳人口の減少などを踏まえ、また、国の「高大接続改革実行プラン」を踏まえ、入学者選抜の結果を年度ごとに調査分析し、入学者選抜方法に反映させる。特に、「学力の3要素」を持った資質の高い学生を評価する入学者選抜方法について、既存の選抜方法の見直しを図るとともに、新しい形態のテストへの移行に向けた検討を行う。

・**【23-1】** 一般入試、AO入試、推薦入試、帰国生入試、社会人入試、私費外国人留学生入試の選抜について、入試結果と1年次の履修状況との相関から選抜方法の検証を行う。また、各種選抜試験における学力の3要素の評価方法を明示し、新しい形態のテストによる入学者選抜の概要を公表する。 39

**【24】②** 入学者選抜方法の改善に当たっては、各学部のアドミッション・ポリシーを再検討するとともに、求める能力と評価基準を明確に示し、オープンキャンパス等の行事、高校との意見交換や各種メディアを活用して、効果的な周知を行う。

・**【24-1】** 各学部の強み、特色や社会的役割を踏まえたアドミッション・ポリシー及び求める能力と評価基準について、オープンキャンパス、高校教員との意見交換会等で説明することにより、求める人材像や入学者選抜方法を効果的に周知する。また、ホームページ、SNS等各種メディアを通じて、各学部のアドミッション・ポリシーを広く発信し、求める学生像を周知する。 40

**【25】③** 地域貢献の観点及び18歳人口の減少を見据え募集単位や募集人員を検討し、説明会の開催、模擬授業の開催などを通じて、特に県内の高校との連携を強め、広く広報活動を行うことにより、県内からの志願率40%（全学平均）、入学者率50%（全学平均）を維持する。

・**【25-1】** 県内の高校を中心に大学進学相談会、模擬授業、高校訪問等を行うことにより、連携を強め、県内からの志願率40%（全学平均）、入学者率50%（全学平均）を維持する。 41

##### (ii) 大学院課程

**【26】①** 専門分野の知識偏重に陥らず、学生の能力・意欲・適性を多面的・総合的かつ公正に評価する入学者選抜に改善する。

・**【26-1】** 入学後の学修状況を踏まえ、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜に改善する。 42

**【27】②** 学部・大学院一貫教育体制を強化し、学部教育の過程で大学院教育の意義を学生に説明し、理解させることにより、大学院進学への関心を喚起することで大学院（修士）課程への進学率を高める。

- ・**【27-1】** 教育学研究科では、学部学生へのガイダンス等において、大学院の案内を行うとともに 43  
進学説明会を開催する。
- ・**【27-2】** 社会情報学研究科では、大学院科目の早期履修制度を実施するとともに学部カリキュラムと連動したデータ解析プログラムを着実に実施する。 44
- ・**【27-3】** 医学系研究科では、MD-PhD コースを充実させることにより、大学院博士課程への進学 45  
率を向上させる。
- ・**【27-4】** 保健学研究科では、学部の各専攻の実状に沿いながら、大学院進学の意義を説明する機 46  
会を設ける。学部学生を対象とした学生ガイダンス、就職説明会などを活用して、現役大学  
院生の体験談を伝え、学部生の大学院進学への関心を喚起する。
- ・**【27-5】** 理工学府では、学部生向けの大学院説明会で、大学院進学の意義などを説明し大学院進 47  
学を薦める。また、女子学生向けの説明会及び現役大学院生による体験談を聞く機会を設け  
大学院進学率を高める。

**【28】③** 多様な学修歴を持つ学生、社会人を受入れるため、それに対応するカリキュラムの整備、学内環境の整備を行い、広報活動を拡充・発展させる。また、外国人留学生の入学を増やすために、英語版のホームページや募集要項などを作成し、学術交流提携校を中心 48  
に研究科・学府の特色と強みを海外に向け発信する。

- ・**【28-1】** 多様な学修歴を持つ社会人を受け入れる社会人学び直しプログラムを社会情報学研究 48  
科を先頭に実施する。  
また、英語版のホームページや募集要項を各研究科において充実させることにより留学  
生の増加、交流の発展を図る。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

**【29】①-1)** 各研究者の独創的な研究をプロジェクト型研究として糾合し、研究・産学連携推進機構の指導の下で戦略的な方向づけを行い、多様な基礎研究を展開する。

- ・**【29-1】** 研究 IR によるデータを踏まえて、大学において展開される研究を整理し、様々な研究 49  
に係る適切な支援策を講ずることにより、新たな強み・特色を形成し、外部資金の安定的確保・学内資源の活用による成果を創出するという好循環サイクルの構築・定着を図る。

**【30】①-2)** 研究戦略に基づき、大学として重点的に取り組む研究について、これまでの成果を生かし、さらに発展させるなど研究を推進させる。なお、研究水準の向上を図るため、研究成果にかかる報告会や評価を実施する。

- ・**【30-1】** 平成 29 年度に整備を進めた自動運転車両等の研究開発施設・設備を用い、地域限定型 50  
での完全自動運転社会実装を推進するため、共同研究・共同開発を実施する。
- ・**【30-2】** 本学の強み、特色である医理工生命医科学融合医療イノベーションプロジェクト、未来 51

先端研究機構及び重点支援プロジェクトの進捗状況等報告会を実施する。

**【31】①-3) 重粒子線治療対象疾患の拡大と治療の高度化・効率化を目指した、治療照射技術等の高度化研究、並びに治療効果拡大のための治療メカニズム等の解明に向けた臨床的放射線生物学研究を行う。研究推進に際しては、国内においては放射線医学総合研究所等、国外においてはドイツハイデルベルグ大学等の他機関との間での活発な人事交流の下で、共同研究を行う。特に治療照射技術の高度化に関連する機器開発においては、地域産業界等との連携の下で研究開発を行う。(戦略性が高く意欲的な計画)**

- ・**【31-1】** 現在治療が困難な難治がんを克服するため、重粒子線マイクロサージェリー技術（直径1 mm以下の細いビームで小さな病巣を切らずに放射線治療する技術）及び、小さな病巣位置を精密に確認する技術並びに重粒子線照射位置を可視化する技術などを研究開発し、現行の治療技術の更なる高度化を進める。特に微小ビームのフィードバック制御及び治療メカニズムの解明に向けた線質依存的ながん微小環境の影響実験研究を行う。また、国内外機関との間で物理・生物・医学に関する共同研究を推進する。さらに地域産業等との連携の下で治療照射に資する機器開発を推進する。

**【32】①-4) 未来先端研究機構において、世界的研究機関や研究者との共同研究等を積極的に実施するなど、本学の強みを有する統合腫瘍学、内分泌代謝・シグナル学を始めとした世界水準の研究を実施する。この取り組みを具体化するため、外国人研究者や海外において研究業績をあげた研究者を積極的に招聘し、同機構の専任教員の30%以上を外国人研究者等とする。**

また、若手研究者の交流を積極的に進め、派遣及び受入れ期間を1週間以上とする研究者の国際交流を年間3件以上行う。これらの成果として、外国人研究者との共著論文を年間10本以上発表するとともに、国際的なシンポジウム、ワークショップ等を年間2件以上開催する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・**【32-1】** 外国人研究者や海外において研究業績をあげた研究者を積極的に採用するため、国際公募を行い、未来先端研究機構の専任教員の30%以上を外国人研究者等とする。
- ・**【32-2】** 海外研究機関等との交流を積極的に進めるため、同機構教員を海外研究機関等に派遣するとともに、同機構の海外ラボラトリーに海外からの研究者を受入れるなど、派遣及び受入れ期間を1週間以上とする研究者の国際交流を3件以上行う。
- ・**【32-3】** 国内外の外国人研究者との共著論文を10本以上発表する。
- ・**【32-4】** 国際的なシンポジウム、ワークショップ等を2件以上開催する。

**【33】②-1) 糖尿病・肥満に関する重点共同研究課題を年間2件以上実施する。**

- ・**【33-1】** 公募する共同研究申請課題のうち、特に競争の激しい分野である糖尿病・肥満に関する課題を2件選定し実施する。

**【34】②-2) 若手・女性研究者育成を目指した研究課題や海外の研究者とのグローバルな研究課題をそれぞれ全体の10%以上実施する。また、若手のキャリアパス形成のため特任研究員を採用する。**

- ・【34-1】公募する共同研究申請課題のうち、40歳未満の若手研究者及び年齢制限のない女性研究者との共同研究を4件以上、また、海外の研究者を対象に2件以上の課題を選定し実施する。また、若手のキャリアパス形成のため特任研究員を採用する。 58

【35】②-3) 臨床応用、診断、治療に結びつくトランスレーショナル研究やイノベーションへと展開するため、企業研究者を毎年2人以上、客員教授として迎え、企業ニーズに関する情報交換を行う。

- ・【35-1】民間企業より研究者を2人以上客員教授として迎え、セミナー等を実施し、企業ニーズに関する情報交換を行う。 59

重点課題として創薬・イノベーションの研究課題（生活習慣病を対象とした創薬シーズの探索）を2件採択し実施する。

【36】②-4) 国際的な共同研究を増加させるため、リソースや成果に関する英語ホームページを定期的に改訂し、情報公開を行う。

- ・【36-1】海外共同研究を実施・推進する。公開している英語ホームページを定期的に改訂し、情報公開を行う。SNSなどを活用し、一般の方にも分かり易く研究所の成果を発信する。また、英語版の公募要項を作成し、共同研究の国際公募を行う。 60

【37】②-5)国内外の研究交流をより活発に行うため、国際シンポジウムを少なくとも隔年で行う。

- ・【37-1】外国人研究者を招聘して内分泌代謝学を中心とする国際シンポジウムを行う。 61

【38】③ 大学の研究成果を基にした地域経済の活性化を図るため、群馬産学官金連携推進会議、企業懇談会を開催するほか、自治体等が主催する新技術説明会に参加し、研究成果に関する技術情報を積極的に提供する。

- ・【38-1】群馬産学官金連携推進会議、企業懇談会を開催する。また、定期的に産学連携協定締結金融機関等意見交換会を開催する。さらに、新技術説明会等に参加して、研究成果に関する情報を積極的に発信する。 62

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【39】① 学長のリーダーシップの下、教員組織を一元化した学術研究院の特性を活かして、強化を必要とする分野への研究者・研究支援者等の柔軟な配置を行い、研究の一層の発展につなげる。

- ・【39-1】学術研究院の特性を活かし、学部入学定員の見直しや社会の変化に対応できる教育研究組織の見直しの将来的な必要性等を踏まえ、定数削減を行うとともに新構想枠を活用し大学教員の定数配分を行い、大学が策定した研究戦略に基づき、必要に応じて研究者・研究支援者等の柔軟な配置を行う。また、クロスアポイントメント制（\*5）を見直し教育研究活動等の活性化につなげる。 63

（\*5）クロスアポイントメント制：教員が本学の身分を保有したまま他機関の職員として雇用され、本学及び当該他機関の業務を行うこと。また、他機関の職員の身分を保有する者が、

当該他機関の身分を保有したまま本学の教員として雇用され、当該他機関及び本学の業務を行うこと。

**【40】②** リサーチ・アドミニストレーター (URA (※4)) を配置し、URA の人材育成プログラムの開発・実施を行うとともに、外部資金の獲得、学内プロジェクト研究の戦略的構築、研究成果の国内外への発信等、支援業務を強化する。

(※4) URA : University Research Administrator の略。研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事する者。

- ・**【40-1】** URA に対する人材育成プログラムの開発・実施を行うとともに、URA の活用による研究 64 及び産学官連携にかかる支援業務の強化及び「研究データベース」を基とした研究 IR に取り組み、本学の研究力の向上を図る。

**【41】③** 教育研究活動の活性化及び優秀な人材を確保するため、年俸制を活用する。

- ・**【41-1】** 教育研究活動の活性化及び優秀な人材を確保するため、「年俸制の導入等に関する計画」 65 等に基づき年俸制を活用する。

**【42】④** テニュアトラック制度等を活用して優秀な若手・女性研究者を積極的に採用し、重点 分野に戦略的に配置するなどにより教育研究組織を活性化する。

- ・**【42-1】** テニュアトラック制度等を継続的に活用し、優秀な若手・女性研究者を積極的に採用す 66 る。

**【43】⑤** 若手・女性研究者の研究活動を支援するため研究助成金を措置する。また、国際的な 研究活動の展開を促進するため海外派遣助成金を措置する。

- ・**【43-1】** 高度研究戦略室を中心に、若手・女性研究者等の研究活動を支援するため研究助成金を 67 措置する。また、海外共同研究を推進するため、海外派遣助成金の措置を含めた検討を実施する。

**【44】⑥** 設備マスタープランに基づいて設備等の計画的整備を戦略的な研究プロジェクトと連携して行い、研究環境を戦略的に充実させる。各教員の研究スペースの配分・見直しを、研究成果、研究の進捗の評価と対応させて行うことにより、研究の活性化・発展を促す。

- ・**【44-1】** 設備マスタープランに基づいて、設備等の計画的・組織的な整備を戦略的な研究プロジェクト等と連携して行い、研究環境を充実させる。 68  
研究設備マスタープランの運用方針に基づき、研究成果等を評価し、研究環境を充実させる。また、スペース管理方針に基づき、共用研究スペースの見直しやスペースチャージの導入を検討する。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

**【45】①** 地域連携推進室を中心に公開講座及び地域貢献シンポジウムを実施するなど地域社会の活性化に貢献するとともに、群馬ちびっこ大学を開催するなど教育文化水準向上に貢献する。また、研究・産学連携推進機構の機器分析センターの活動を積極的に企業に向けて情報発信し、設備の有効利用を推進するとともに、地域経済の活性化に貢献する。

- ・【45-1】地域連携推進室において、地域社会の活性化及び教育文化水準の向上を図るための公開講座及び地域貢献シンポジウム、地域の子どもたちの学びを促進するための群馬ちびっこ大学を実施する。また、他大学、諸機関等との連携を強化し、地域で主催する事業等（まちなかキャンパス、ぐんま地域・大学連携協議会等）に参加して、地域の振興・発展に貢献する。 69
- ・【45-2】研究・产学連携推進機構の機器分析センターを中心として、学内設備の共同利用を促進する。また、群馬大学、前橋工科大学、足利工業大学、群馬工業高等専門学校の4機関連携の「りょうもうアライアンス」により、両地域の研究の高度化、新技術開発、新産業創出に貢献し、地域の産業リノベーションを推進する。 70
- ・【45-3】食健康科学教育研究センターは、地方公共団体や地域産業界等と連携した食と健康に係わる研究を推進するとともに、これに関連する地域産業の振興等に資する人材養成を行う。 71

**【46】② 研究・产学連携推進機構を中心に、群馬产学官金連携推進会議及び产学連携協定を締結している金融機関との意見交換会を通して、産業界や自治体等との連携関係を強化する。特に、金融機関による企業支援などの出口戦略を見据えた「バックキャスト型」イノベーション創出に向けた取り組みとして、金融機関及び自治体と自由に意見を提案できる機会を定期的に設ける。**

- ・【46-1】群馬产学官金連携推進会議を開催し、産業界や自治体等との連携を強化する。特に、产学連携協定締結金融機関等との意見交換会を定期的に開催し、金融機関及び自治体と自由に意見を提案できる機会を設ける。なお、群馬大学产学協働コーディネータの称号を持つ金融機関等の職員と協働し、本学と民間企業等との連携を促進する。 72

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

**【47】① 海外からの留学生の受入れ及び学生の海外派遣を積極的に推進し、国際社会で活躍できるグローバル人材を養成する。また、留学生等に対する教育環境を充実させる。第3期中期目標期間末までに、学生の海外派遣については年間200人、留学生の受入れについては年間300人を確保する。**

- ・【47-1】海外からの留学生の受入は、交流協定校との意見交換や学生アンケート等の検証結果に基づき、プログラムを新たに開発するなどにより受入拡大を図る。 73
- ・【47-2】学生の海外派遣についても、グローバルラウンジなど交流スペースの整備及び活用を図って学内のオンキャンパス国際交流を活発化し、国際センター等で行われる国際的な活動に積極的に関わった学生にポイントを付与するグローバルフレンズ制度を新設するなど留学への関心を高めるとともに、トビタテ留学JAPANへの応募者数を増やし、派遣拡大を図る。 74

**【48】② 国際社会において活躍できるトップリーダーを育成するため、自国及び他国の文化・歴史・伝統を理解し、外国語によるコミュニケーション能力を持ち、国内外において地球的視野を持って主体的に活動できる人材を養成するプログラムであるグローバルフロンティアリーダー（GFL）育成コースを全学で展開する。**

- ・【48-1】異文化、異分野の人とのコミュニケーション能力を高めるため、全学部共通で行う教養教育段階で言語（日本語、英語）教育、文化理解教育及び集団生活体験を行う。 75

・【48-2】グローバルフロンティアリーダー（GFL）育成プログラム（又は前身のフロンティアリーダーコース（FLC）プログラム）を修了し学士課程を卒業した者に対するアンケート調査、成果報告会又は聞き取り調査などを実施し、学修成果を検証する。 76

・【48-3】平成29年度に実施したアンケートの調査結果や検証結果を分析し、プログラム内容を見直す。また、早期でのGFLの活動を可能とする平成31年度GFL特別枠推薦入試を社会情報学部及び理工学部で実施する。 77

**【49】③ 教職員の国際交流を推進するとともに、外国人研究者を招聘するなど国際水準の教育研究活動を展開する。**

・【49-1】教職員の国際感覚を養い、外国人研究者を招聘するなどを通して国際水準の教育研究活動を展開する。 78

・【49-2】国際センターホームページに、外国人研究者の生活支援情報を提供し、円滑な受入体制を整える。 79

## （2）附属病院に関する目標を達成するための措置

**【50】① 1)確固たる安全文化醸成のための教職員の意識改革と体制構築、2)高度な医療を安全に提供するための医療の質向上、を柱として、診療の現場からの改革を徹底して行う。医療安全に対する意識を測るためのインシデント、バリアンスの報告数、症例数などの把握とともに、医療の質指標(Quality indicator : QI)測定とその改善を行う。さらには安心・納得の医療を提供するために、患者対応研修を実施し、患者満足度を向上させる。併せて、医療安全教育の充実、幅広い医療安全管理に関する学習機会の提供、院内各分野の研修体制の充実、医療安全管理に精通する人材の育成を含めてトータルマネジメントし、医療安全管理体制を構築する。**

・【50-1】医療の質・安全管理部では、医学系研究科に設置した医療の質・安全学講座と一体不可分で運営し、インシデント、バリアンス報告数及び内容の分析検討を行い、医療の質管理、改善を意識した成果の現場へのフィードバック、院内諸会議への報告を継続する。安心・納得の医療を提供するために、職員研修や医学教育の充実を図る。併せて、患者満足度調査を実施し、調査結果の検証を行い、患者満足度を向上させる。 80

・【50-2】医学系研究科の教育研究組織再編に引き続き、研究スペースの再開発を実施し、機動的に研究が行える環境を整え、更なる大学院教育部門の充実により、質の高い医師を養成する。 81

・【50-3】病院管理者が院内の各部署を訪問し、直接現場を視察し、現場の声を聞くとともに、現場の実践状況の評価も行うこと及び改革等の浸透度の確認を行うことを目的とした病院長巡視を定期的に実施する。 82

・【50-4】先端医療開発センターでは、臨床試験部や医療の質・安全管理部と連携し、医療開発研究・高難度医療新規医療技術・未承認薬等を用いる医療等、一般医療外診療の適応審査を行う。また、各診療科、部門等から推薦された多職種のサーベイラーからなる「モニタリングサーベイラー制度」により、各診療科の相互チェック及び自部署の評価を通じて、医療者の医療安全に対する意識の向上を図る。 83

**【51】②** 群馬県統合型医療情報システムを活用し、救急患者の速やかな受入れや患者の状態に応じた転院が円滑に行えるよう、県内の全救命救急センター及び救急告示病院との連携を強化し、超高齢社会における高度急性期病院としての体制を整備し機能を充実させる。

- ・**【51-1】** 救急患者の応需率向上に努める。併せて、救急患者の応需不可状況を把握する体制を構築する。また、患者の状態に応じた転院が円滑に行えるように県内の全救命救急センター及び救急告示病院との連携の更なる強化を行う。 84

**【52】③** 群馬県地域医療支援センターと共同で地域医療に熱意を持った若手医師を育成する。地域への若手医師の定着を図るため、専門医、総合医養成キャリアパスを策定し、継続的に充実させ、魅力あるコースを提示し、群馬県内各地区へのローテーション研修を実施するとともに、医師の専門性、人員の適正配置を群馬県医務課、群馬県病院協会等と検討し、若手医師を指導することにより、群馬県内各地域の医療の充実に寄与する。

先端的医療の社会的な必要性に基づき、若手医師に自由な研究活動と研修の環境を提供し、未来の先端医療を担う優れた人材を育成する。また、この取り組みを通して、安全性、倫理性に裏打ちされた、人類の福祉に寄与できるような臨床研究成果を社会に発信する。

- ・**【52-1】** 地域医療研究・教育センターでは、群馬県地域医療支援センターと共同で群馬県内での医師配置適正化など、県域の医療事情の調査・検証、全県体制での医師を始めとする医療スタッフの教育支援・研究支援を実施し、卒前・卒後を通じてシームレスに、全県体制でサポートする教育システムの構築と支援体制の確立のために必要な情報をぐんま地域医療会議（＊6）及び地域医療関係各機関・部署へ提供する。また、関係各機関・部署との連携の下、群馬県全体の臨床研修医と専門研修専攻医数を確保するための取り組みを継続し、教職員及び学生だけでなく、全県体制による医師を始めとする医療スタッフの人材育成についてスキルラボセンターを主に活用し推進する。 85

- ・**【52-2】** ワークライフ支援を充実させるため、医師ワークライフ支援プログラムを周知し活用を進め、個別面談や交流会、他組織との連携を図り、広報を継続する。 86

（＊6）ぐんま地域医療会議：群馬県内の医療関係機関・団体が協調・連携し、医師を始めとする医療スタッフの人材交流や育成を図るとともに、地域医療ネットワークを充実させることにより、地域医療の質と安全の向上に寄与することを目的に、群馬県、群馬県医師会、群馬県病院協会、群馬大学医学部附属病院が設置した会議。

**【53】④** 治験・臨床研究の症例集積性を向上させるため、メガホスピタルの整備を引き続き行い、シーズの発掘・育成から橋渡し研究を実施する。また、治験・臨床研究における臨床検査の精度を確保・維持するため、国際規格（ISO15189）に基づく臨床検査室の認定を取得し、更新に向けて継続した運営を行う。

- ・**【53-1】** 中央治験事務局、リモート SDV（＊7）モニタリングセンターの稼働を開始し、文書の電磁化を行う。また、メガホスピタルにおけるシーズの発掘・育成を推進する。 87

- ・**【53-2】** 治験・臨床研究における臨床検査の精度を確保・維持するため、ISO15189 認定の臨床 88

検査室として、新たな臨床検査技術を導入する。また、第2回 IS015189 認定後審査を受審する。

(\*7) SDV : Source Document Verification の略。原資料の直接閲覧のこと。

**【54】⑤** 重粒子線治療については、引き続き先進医療として実施するとともに、技術的な改善として、積層原体照射への呼吸同期の対応、線量の再現性検証の高速度化を行う。

・**【54-1】** 臨床試験部とも連携して、重粒子線治療の臨床研究を推進し、エビデンスの集積に努める。物理、生物グループ、ならびに多診療科の協働の下に治療の高精度化、効率化、安全性向上、適応拡大等に資する開発を行う。 89

### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

**【55】①-1)** 教育学部・教育学研究科と連携して学部及び大学院の教育実習、インターンシップ等の科目を充実させ、その成果及び改善点等を教育実習研究協議会等にフィードバックすることにより、実践的な教員養成教育の機能を強化する。

・**【55-1】** 新学習指導要領の方向性を踏まえた指導を充実させ、その成果を教育実習委員会や教育実習研究協議会で共有し、実践的な教員養成教育の機能を強化する。 90

**【56】①-2)** 教育学部・教育学研究科と連携して子ども総合サポートセンターの活動に取り組み、地域の学校が抱える教育課題について研究し、公立学校等において教育相談・各種研修会を実施するなど地域支援の活動を行う。

・**【56-1】** 訪問相談・放課後セッションを推進するとともに、校内における事例検討型ワークショップの進め方の資料をホームページ上に掲載し活用の啓発を図る。学びのユニバーサルデザインの実践研究により、各教科等の「ぐんまモデル」を構築するとともに公開講座や学会発表を通して地域支援の拡充を目指す。 91

**【57】②-1)** 公開研究会や学部・附属学校共同研究センターの研究活動において、これからの学校教育に求められる新たな教育課題に取り組み、群馬県教育委員会等と連携して地域における先導的・実験的教育を推進し、成果を広く地域に公開する。

・**【57-1】** 新学習指導要領への移行期であることを踏まえながら、これからの学校教育に求められる新たな教育課題に対応できるよう、公開研究会に向けた研究や授業づくりを学部教員及び群馬県教育委員会と共同で行いながら連携強化を図り、公開研究会などを通じて提案性のある取組を公開していく。 92

**【58】②-2)** 教育委員会等と連携して地域の各種の教員研修を実施し、地域の教員の資質能力向上に寄与する活動を行う。

・**【58-1】** 教育委員会の研修ニーズと地域学校の現状を情報交換し、新学習指導要領に関する取組が具体的に汎化できるような授業や研究会を実施する。 93

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

**【59】①** 学長のリーダーシップの下、教育、研究、診療、社会貢献、グローバル化等について、教員組織を一元化した学術研究院の特性を活かした機動的・戦略的な法人運営を行う。

・**【59-1】** 学長のリーダーシップの下、学部入学定員の見直しや社会の変化に対応できる教育研究組織の見直しへの将来的な必要性等を踏まえ、定数抑制を行うとともに新構想枠を活用し大学教員の定数配分を行い、機動的・戦略的な法人運営を行う。 94

**【60】②** 大学運営を円滑にするため、副学長を配置するなど学長を補佐する体制を強化する。

・**【60-1】** 副学長や学長特別補佐を配置し、学長を補佐する体制を強化する。 95

**【61】③** 多様な人材の確保や教員の流動性向上に資するため、柔軟な人事・給与システムを導入する。年俸制の適用者を「年俸制導入等に関する計画」等に基づき、大学教員の10%以上に拡大する。

・**【61-1】** 多様な人材の確保や教員の流動性向上に資するため、「年俸制導入等に関する計画」等に基づき、大学教員の10%以上の教員に対し、年俸制を適用する。 96

**【62】④** 優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、退職手当に係る運営費交付金の積算対象となり得る教員での若手教員をテニュアトラックとして新たに採用する等、その雇用を促進する。

・**【62-1】** 優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大するため、「若手教員の雇用に関する計画」に基づき、退職手当に係る運営費交付金の積算対象となり得る教員での若手教員をテニュアトラックとして新たに採用する等、その雇用を促進する。 97

**【63】⑤** 男女共同参画社会の実現を目指し、教育研究活動を活性化させるため女性教員等を積極的に採用し、第3期中期目標期間末までに20%を確保する。また、役員に占める女性比率12.5%以上、管理職に占める女性比率14.3%以上を確保する。

・**【63-1】** 女性教員の現員及び採用状況を定期的に把握し、女性教員の中長期的な採用計画を立案・実施する。また、役員に占める女性比率12.5%以上、管理職に占める女性比率14.3%以上を確保する。 98

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

**【64】①** 教育学研究科修士課程及び専門職学位課程（教職大学院）では現職教員の資質能力向上のため、群馬県教育委員会等と連携して現職研修のための体制整備を行う。また、学部志願者数や教員採用数の動向を見極めつつ群馬県教育委員会との協議を行い、学部入学定員の見直しを踏まえた組織体制を整備する。

・**【64-1】** 現職教員の修士レベルの研修体制の整備に向けて、研究科長期研修院の充実を図るとともに、県総合教育センター等と連携して現職教員の長期研修の支援を進める。また、教職大学院では専任教員が校内研修の講師を務める等の学校現場での研修支援を行う。組織の見直しに関しては、体制整備に向け学部志願者数や教員採用数の動向を踏まえ、学部入学定員の見直し策及び宇都宮大学との連携に向けた検討を進める。 99

**【65】②** 社会情報学部においては、社会の要請や時代の動向に対応した、人材の養成を図りつつ、組織の不斷の見直しを行う。

・**【65-1】**急激に変化する情報化社会に対応するため、社会情報学部及び理工学部を中心に、学術 100  
研究院の特性を活かした組織再編に向けて検討する。

**【66】③** その他の学部等においては、教養教育の質的転換、グローバル化、社会人の学び直し、  
産業界との連携などを推進する観点から機能強化を踏まえた組織の見直しに取り組む。

・**【66-1】** 理工学部においては、第4次産業革命に対応するため、機能強化を踏まえた組織の見直 101  
しを検討する。また、太田キャンパスについては、太田市等と連携し、理工学府产学連携推  
進部門の機能を強化し、产学官協働の研究開発拠点の確立に向けて検討する。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

**【67】** 事務改善・合理化協議会や内部監査等を活用し、業務内容の見直し・改善を進めるととも  
に、若手職員からの効率化・改善に向けた提案を反映させる仕組みの構築、体系的なス  
タッフ・ディベロップメント (SD)(※5) 等を実施する。

(※5) SD: Staff Development の略。事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や  
教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組。

・**【67-1】** 事務改善・合理化協議会を定期的に開催し、業務の見直し・改善を進めるとともに改善 102  
等の進捗管理を行う。また、ググっとアイデア賞を継続して実施するほか、職階別・業務別  
の研修を計画的に実施する。

### III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

**【68】①-1)** 科学研究費助成事業（科研費）等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対  
し説明会を実施するなど積極的な情報提供と支援を行い、安定した外部研究資金を確保  
する。

・**【68-1】** 科研費等各種外部研究資金の獲得拡大のため、研究者のニーズを踏まえた情報提供及び 103  
URA 等を活用した研究計画調書の査読等を継続的に行う。

また、群馬大学基金獲得のために、卒業生や在学生の家族に対して新たに作成したパンフ  
レットを配付するとともに、基金コーディネータによる県内外企業等の訪問活動を積極的  
に行い更なる寄附金の確保に努める。

**【69】①-2)** 研究成果に関する技術情報等を広く提供し、地域特性への配慮や教育研究の環境  
を維持しつつ、共同研究等実施件数を確保する。また、群馬大学 TLO(※6)を中心に URA  
等の人材を活用しつつ知的財産活動の取り組みを推進し、知財に関する収入の前年度実  
績を確保する。

(※6) TLO : Technology Licensing Organization の略。知的財産の創出、取得、管理及び技  
術移転等に関する業務を行う組織。

・**【69-1】** 自治体等が開催する新技術説明会等への参加や公開特許情報の積極的開示により、研究 104

成果に関する技術情報を広く提供し、共同研究等につなげる。また、URA 等と連携して、技術移転を推進することにより、特許に基づく共同研究や競争的資金の獲得を目指す。

**【70】②** 目標設定、経営意識の共有、分析、中長期の推計に基づく、安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費を削減する。

- ・**【70-1】** 病院の理念や基本方針を踏まえた病院経営計画を策定し着実に実行することで、病院経営の健全化を図る。特に、病院管理会計システムを積極的に活用し、経営分析等に役立てる。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

**【71】** 各種業務委託の点検及び光熱費契約の見直しなどにより、管理的経費（一般管理費）を第2期中期目標期間中の一般管理费率と同水準となるよう抑制する。

- ・**【71-1】** これまで実施してきた管理的経費の抑制方策について継続するとともに、各学部に対し予算配分方針を説明するなど各学部等独自の一般管理比率の抑制対応策について情報共有し、有益な対応策の範囲拡充を図る。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

**【72】①** 既存資産の活用状況を定期的に検証するとともに、設備等の共同利用、有効利用を推進するなど、資産の効率的な運用を行う。

- ・**【72-1】** 学内専用ホームページに学内保有設備情報及びリユース情報を掲載し、設備の有効活用を図る。学内保有設備情報について、共同利用、有効利用がより促進されるように項目を見直す。

**【73】②** 資金の適正かつ効率的な運用に資することを目的に策定した「運用方針」に則り、資金の効果的かつ安全性を考慮した運用を計画的に行う。

- ・**【73-1】** 収支見込を策定した上で、状況に応じ隨時適切な見直しを行い効果的かつ安全性を考慮した運用に努める。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

**【74】①** 大学の自己点検・評価を定期的に実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。

- ・**【74-1】** 全学及び各学部等の自己点検・評価を着実に実施するとともに、第三者評価等の外部意見を取り入れ、大学運営の改善に結び付ける。

**【75】②** 教員の自己点検・評価としての教員評価を定期的に実施し、評価結果等を踏まえて、報奨等により教員の諸活動の支援・啓発を行う。

- ・**【75-1】** 教員評価を実施し、結果について執行役員会議において検証する。また、年俸制教員の業績評価への活用を踏まえ教員評価の運用を見直す。

**【76】③** 学外有識者等からの多様な意見・助言・指摘等を取り入れ、学内諸活動を活性化させる。

- ・【76-1】 経営協議会、教育・研究等にかかる各種評価機関等の外部有識者等からの多様な意見・助言・指摘等を取り入れ、学内諸活動を活性化させる。 111

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【77】 教育、研究、社会貢献及びその他の大学運営に関する情報について、大学ポートレートなどを活用して国内外に発信し、社会に対する説明責任を果たす。

- ・【77-1】 ホームページのユーザビリティ向上を図り、アクセス者にわかりやすい情報の公開を行う。また、研究成果や地域貢献事業等のプレスリリースを積極的に行うほか、学内・学外機関と連携し教育・研究・社会貢献等に関する情報を発信する。本学の教育活動状況については、大学ポートレートを活用して国内外に発信する。 112

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【78】 ① 施設の老朽、リスク及び利用の状況を考慮し、教育研究等の成果達成支援や適時適切な施設保全をするために、国の財政措置を踏まえ施設整備推進戦略を見直し、これに従った整備を行う。

- ・【78-1】 インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を作成する。 113

【79】 ② 教育研究活動のニーズと、施設の利用状況を把握するとともに、これらの情報を整理・分析し、トップマネジメントに基づくスペース管理を行う。

- ・【79-1】 施設の有効活用のために、スペースの管理制度を制定し、スペース情報管理システムを作成する。 114

【80】 ③ エネルギー消費量を把握し、その整理・分析から施設利用者の意識高揚に資する情報を公表するとともに、管理要員の増員、各種省エネ対策に基づく環境マネジメントを行う。

- ・【80-1】 省エネ対策のために、環境マネジメント体制及び制度を運用する。 115

【81】 ④ 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、リユースシステムを利用するなど有効活用を行う。

- ・【81-1】 学内専用ホームページに学内保有設備情報及びリユース情報を掲載し、設備の有効活用を図る。それを踏まえた設備マスタープランを策定し、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備する。 116

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【82】 ① 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。

- ・【82-1】 危機管理対応指針に基づき整備している個別の危機事象毎の全学マニュアルの見直しを実施するなどにより、危機管理に対する意識の定着を図り、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。 117

**【83】② 安全管理を徹底させるため、安全衛生講習会や定期的な検査を実施する。**

- ・**【83-1】**安全管理を徹底させるため、キャンパス毎に安全衛生講習会を実施するなど、教職員に対する安全衛生教育等を推進する。 118

**【84】③ 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底させるため、情報セキュリティ確保のための環境整備を行うとともに講習会等を継続的に開催していく。**

- ・**【84-1】**情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底するため作成した「群馬大学情報セキュリティ対策基本計画」に則り、情報セキュリティ教育・訓練及び啓発活動を実施する。 119

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

**【85】① 業務全般にわたるコンプライアンス推進体制を定期的に点検し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び教職員への周知やインターネットによる e ラーニングを導入のうえ、理解度の把握、受講管理を行うなど法令遵守を徹底する。**

- ・**【85-1】**監事及び会計監査人との連携により、業務全般にわたるコンプライアンス推進体制等を定期的に点検するとともにフォローアップを行う。また、研究活動の不正行為防止のため、学内説明会等を開催するとともに、本学で研究に携わる者に対しては、研究倫理教育の e ラーニングを受講・修了させ、理解度の把握、受講管理を行い、意識向上を図る。 120

**【86】② 医学系研究科と附属病院が一体となって改革を推進する大学院医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会が法令遵守の実施状況を確認し、改善・指導を行う。学長の下に設置した学外委員を含む病院監査委員会が病院長から定期的に報告を受け、監査・指導する。**

- ・**【86-1】**大学院医学系研究科・医学部附属病院改革推進委員会は、学内外からの提言等に対し、必要とされる改革の推進、改革に必要な施策等の企画・立案及び医学系研究科・医学部附属病院の法令遵守の実施状況を確認し、引き続き、改善・指導を行う。また、これまでに実施してきた改革の浸透・徹底・評価・効率化などを検証する。 121

**【87】③ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、倫理教育及びコンプライアンス教育の強化等のための研修会を開催するなど、教職員の意識啓発を行う。また、不正を事前に防止する体制の不斷の見直しを行うとともに、不正防止計画の策定、組織としての管理責任体制を明確化するなど、不正防止体制を充実させる。**

- ・**【87-1】**財務関係の e ラーニング受講を継続する。また、引き続き会計ルールハンドブックに関する FAQ (\*8) を整理し、会計ルールハンドブックに掲載するなど、その充実を図る。 122

- ・**【87-2】**研究活動の不正行為防止のため、学内説明会を開催するとともに、本学で研究に携わる者に対しては、研究倫理教育の e ラーニングを受講・修了させ、理解度の把握、受講管理を行い、意識向上を図る。また、学内ホームページに不正防止体制や学内規程等を掲載し、教職員等へ周知する。 123

(\*8) FAQ : Frequently Asked Questions の略。よくある質問集。

**【88】④ ICT コンプライアンスの更なる向上を目指し、意識啓発のための環境整備を行う。**

・【88-1】コンプライアンス対策のため、各種ソフトウェアの包括ライセンス契約の内容の見直しを行う。また、ファイアウォールの監視を継続的に行い、P2P (\*9) ファイル共有ソフトウェアを利用した著作権侵害を防ぐ。

(\*9) P2P : Peer to Peer の略。ネットワーク上に存在するコンピュータが、一対一の対等の関係で通信を行うこと。

## **VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画**

別紙参照

## **VII 短期借入金の限度額**

### **1 短期借入金の限度額**

2, 907, 847千円

### **2 想定される理由**

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## **VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画**

### **1 重要な財産を譲渡する計画**

該当なし

### **2 担保に供する計画**

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

## **IX 剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## **X その他**

### **1 施設・設備に関する計画**

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
(若宮（附幼）) 園舎	総額	施設整備費補助金( 298)
(桐生) ライフライン再生（電気設備）	331	船舶建造費補助金( 0)
		長期借入金 ( 0)
小規模改修(營繕事業)		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 ( 33)

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

### **2 人事に関する計画**

○ 教員の採用に当たっては、若手・女性・外国人を積極的に採用するとともに、人事・給与シス

テムの弾力化を促進する。

- 将来的な教育研究組織の見直しの必要性を踏まえ、教員の人事計画を策定し、計画に基づく教員の重点再配置を促進する。
- 大学運営上必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるため、各職員のキャリアパスも見据えたＳＤ研修を計画的に実施する。

(参考1) 平成30年度の常勤職員数 2,336人（役員を除く）

また、任期付き職員数の見込みを 401人とする。

(参考2) 平成30年度の人件費総額見込み 18,660百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

**1. 予 算**

平成30年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
<b>収入</b>	
運営費交付金	11,379
施設整備費補助金	298
補助金等収入	219
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	33
自己収入	29,438
授業料、入学金及び検定料収入	3,566
附属病院収入	25,651
財産処分収入	0
雑収入	221
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,952
引当金取崩	237
長期借入金収入	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	43,556
<b>支出</b>	
業務費	39,618
教育研究経費	13,078
診療経費	26,540
施設整備費	331
補助金等	219
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,952
長期借入金償還金	1,436
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	43,556

[人件費の見積り]

期間中総額18,660百万円を支出する。(退職手当は除く)

注1) 「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額11,241百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額137百万円

## 2. 収支計画

### 平成30年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
<b>費用の部</b>	
経常費用	43,219
業務費	38,344
教育研究経費	3,034
診療経費	15,078
受託研究費等	1,019
役員人件費	101
教員人件費	8,783
職員人件費	10,329
一般管理費	744
財務費用	74
雑損	0
減価償却費	4,057
臨時損失	0
<b>収益の部</b>	
経常収益	43,690
運営費交付金収益	10,793
授業料収益	2,896
入学金収益	446
検定料収益	94
附属病院収益	25,651
受託研究等収益	1,019
補助金等収益	160
寄附金収益	609
施設費収益	33
財務収益	5
雑益	422
資産見返運営費交付金等戻入	957
資産見返補助金等戻入	336
資産見返寄附金戻入	267
資産見返物品受贈額戻入	2
臨時利益	0
純利益	470
目的積立金取崩益	0
総利益	470

### 3. 資金計画

#### 平成30年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	48,976
業務活動による支出	40,156
投資活動による支出	1,668
財務活動による支出	1,436
翌年度への繰越金	5,716
資金収入	48,976
業務活動による収入	42,845
運営費交付金による収入	11,242
授業料、入学金及び検定料による収入	3,566
附属病院収入	25,651
受託研究等収入	1,019
補助金等収入	219
寄附金収入	727
その他の収入	421
投資活動による収入	331
施設費による収入	331
その他の収入	0
財務活動による収入	5
前年度よりの繰越金	5,795

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	880人
社会情報学部	社会情報学科 情報行動学科（H28募集停止） 情報社会学科（H28募集停止）	320人 60人 60人
医学部	医学科 保健学科	723人 （うち医師養成に係る分野723人） 660人
理工学部	化学・生物化学科 機械知能システム理工学科 環境創生理工学科 電子情報理工学科 学科共通	640人 440人 360人 480人 60人
	(夜間主コース) 総合理工学科	120人
教育学研究科	教職リーダー専攻 障害児教育専攻 教科教育実践専攻	32人 （うち専門職学位課程32人） 6人 （うち修士課程6人） 40人 （うち修士課程40人）
社会情報学研究科	社会情報学専攻	28人 （うち修士課程28人）
医学系研究科	生命医科学専攻 医科学専攻	30人 （うち修士課程30人） 228人 （うち博士課程228人）
保健学研究科	保健学専攻	130人 〔うち修士課程100人 博士課程30人〕
理工学府	理工学専攻	717人

うち修士課程 600人  
博士課程 117人

特別支援教育特別専攻科	重複障害教育専攻	15人
教育学部附属幼稚園	140人	
	学級数 5	
教育学部附属小学校	630人	
	学級数 18	
教育学部附属中学校	420人	
	学級数 12	
教育学部附属特別支援学校	60人	
	学級数 9	